（国民年金法施行令の一部改正）

第三条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四の二第一項第三号中「及び第十三条」を「、第十三条、第十三条の二第一項及び第四項、第十三条の三第一項及び第四項並びに第十三条の四第一項及び第四項」に改め、同項第十二号中「）及び」を「）、第二項及び第五項並びに」に改め、同項第二十五号中「含む。）」の下に「、第二十一条の二第一項及び第四項並びに第二十六条の二第一項及び第四項」を加える。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第四条　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項の表以外の部分中「第十六条第七項」の下に「及び第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで」を、「第二十四条第二項」の下に「、第二十八条第二項、第二十九条第三項」を加え、「第五十八条」を「第五十七条の二」に改め、同表附則第二十八条第四項の項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に改める。

附則第二十四項の表以外の部分中「第十四条」の下に「、第十六条の三から第十六条の八まで」を、「第五項まで」の下に「、第二十一条の二、第二十一条の三」を、「第二十六条第五項」の下に「、第二十六条の二から第二十六条の八まで」を加え、「第五十八条、第五十九条」を「第五十七条の二から第五十九条まで」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項の表附則第二十一条第二項の項中「附則第二十一条第二項」を「附則第二十一条第七項」に改め、同表附則第二十八条第四項の項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表昭和六十年国共済改正法の項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第十二条の二から第十二条の二十三まで及び第二十七条の六の二の規定並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十六条の三から第十六条の八まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条の二から第二十六条の八まで及び第五十七条の二から第五十七条の二十一までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の月分として支給される国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付又は同号に規定する旧共済法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三条　国家公務員共済組合法による年金である給付又は昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付であって、その額の算定の基礎となった組合員期間のうちに追加費用対象期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。次条において同じ。）があるもの（当該国家公務員共済組合法による年金である給付又は同号に規定する旧共済法による年金である給付若しくは同号に規定する旧共済法による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付若しくは私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付を含む。）については、施行日においてその額の改定を行うこととし、当該改定は、国家公務員共済組合法第七十三条第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第七十三条第三項の規定又は地方公務員等共済組合法第七十五条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十五条第三項の規定にかかわらず、施行日の属する月から行う。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例）

第四条　第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第十二条の二十一の規定並びに第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十一条の二及び第二十六条の二の規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに同法附則第三十二条第二項第一号に規定する特例年金給付の受給権者（追加費用対象期間を有する者に限る。）については、施行日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、適用しない。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四の三第一項中「賃金変動率（次項」の下に「並びに附則第五十三条の十六の三第一項第一号及び第二項第二号から第五号まで」を加え、同項第一号中「次項」の下に「並びに附則第五十三条の十六の三第一項及び第二項」を加え、同条第二項中「調整期間（法第四十四条の四第一項に規定する調整期間を」を「法第四十四条の四第一項に規定する調整期間（附則第五十三条の十六の三第二項において「調整期間」と」に改め、「調整率」の下に「（附則第五十三条の十六の三第二項において「調整率」という。）」を加える。